

確定申告

1. 確定申告をしなければならない者

- (1) その年の中途において退職し、その後において他の場所において就職した者
——> 以前の場所においては年末調整されず、他の場所において支払を受けた給与と以前の場所において支払を受けた給与と合算されて年末調整される。
- (2) その年の中途において退職し、その後年末まで就職しなかった場合
——> 以前の場所においては年末調整されず、確定申告で税金を還付を受けることができる。(給与のみの場合に限る。)
- (3) 2以上の給与等の支払者から給与の支払を受けた者
——> 主として従事している給与等の支払を受けているものについては年末調整されるが、そうでないものについては年末調整されず、確定申告によりこれらの給与等を合算して計算することにより、給与のみであれば還付される。

2. 確定申告により控除できるもの

(1) 雑損控除

- ① 内容…災害・盗難・横領により、その者又はその者の扶養になっている者の有する家具・冷蔵庫・現金等の損失が生じた場合
- ② 損失の金額…その家具等の損失が生じた時における価額（保険金等により補てんされている部分は除く。）の合計額
- ③ 控除額…その損失の金額からその者の課税標準の合計額の 1/10 の金額を控除した金額

(2) 医療費控除

- ① 内容…その者又はその者と一緒に住んでいる者の医療費を支払っている場合
- ② 医療費とならないもの
(イ) 室料の差額ベット代（治療上やむを得ない場合は除く。）
(ロ) メガネ、コンタクト、補聴器の購入費（医師による治療上必要なものは除く。）
(ハ) 人間ドックの費用（異常が発見されて治療を受ける場合は除く。）等
- ③ 控除額…医療費の金額（保険金等により補てんされている部分は除く。）の合計額が 10 万円をこえる部分の金額（最高 200 万円）

(3) 寄付金控除

- ① 内容…その者がその年において、特定寄付金を支出した場合
- ② 特定寄付金
(イ) 国、地方公共団体に対する寄付
(ロ) 学校法人への寄付（入学に関して行うものは除く。）
(ハ) 政党に対する寄付（税額控除を適用した場合は除く。）等
- ③ 除額…特定寄付金の合計額が 2,000 円をこえる場合には、そのこえる部分の金額